三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県中新川郡立山町目桑字伯母屋敷一の七から一の九まで、一の二三、一の一四、一の甲の一、一の甲の二、一の丙の一、一の丙の二、二の丁の一、二の丁の二、二の八、二の壬の一、二の壬の二、字大岸一の一、一の二、一の三（次の図に示す部分に限る。）、一の四から一の七まで、一の九、二の一・二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の一から三の九まで、四の三・四の七・四の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四の四、四の五、四の一〇、四の一二、字入ノ谷一、二の一から二の六まで、字越登一（次の図に示す部分に限る。）、五の二、五の三、六、八から一〇まで、二七から四〇まで、四二から四六まで、字逆山一八から二〇まで、二一（次の図に示す部分に限る。）、二三から二七まで、三一、三六から四五まで、四六・四七・四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四八、五〇から六八まで、六九から七一まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七二から七五まで、七六から八〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八一から一〇三まで、一〇六から一一四まで、字上ノ窪一、三の一から三の五まで、三の七、四から一八まで、二〇・二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二から二四まで、二五・二七・三〇・三一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二六、二八、二九、三二から三五まで、三八から五六まで、五七・六一・六三・六四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五八から六〇まで、六二、六六から七九まで、八三から九六まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九七から一〇四まで、字長峰一の一から一の三まで、一の五、一の六、三の三、字入元奥一、字大柏山一の一、一の甲の二から一の甲の七まで、一の二、一の乙の一、一の乙の三、一の乙の四、一の乙の五の一、一の乙の六から一の乙の八まで、一の四、一の六、一の七、字釜谷一の一、一の三から一の七まで、一の九、一の一〇、字高ノ山一、二の二、三の一から三の三まで、字池ノ山一の一、一の四、一の七、一の一一、一の一二、字中鉤一の一、一の二、字東割一一、字下大平四〇、六〇の一、六二の一、六三の一、六九の一、七〇、七一、字池ノ上一の五、白岩字奥野山田六、一五、二九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び立山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡当麻町一七三八の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　電気通信設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び当麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道網走市字明治一八二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町北檜山区新成四二六の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県岩手郡岩手町大字黒内第二地割四の一五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市宇津野字中ノ又澤八五三の八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市百村字深山三〇九二ノ一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県大田原市南方字上南方五二七の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県さくら市喜連川字薬師山五四九九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島字三本楢一一五三（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）